

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年2月26日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県九戸郡洋野町種市 23-27-1
洋野町商工会 会長 高屋敷 勉

岩手県九戸郡洋野町種市 23-27
洋野町長 岡本 正善

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：沼田 加奈子

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

洋野町は岩手県と青森県の県境に程近い、沿岸部北端の町で、人口は15,132人（令和5年9月末現在）、面積は302.92km²。主要幹線道路は国道45号線と国道395号線で内陸に通じ、。主な公共交通機関はJR東日本八戸線が通る。また、八戸久慈自動車道が通り、洋野種市IC、洋野宿戸IC、洋野有家ICがあり、八戸市、久慈市にアクセスが可能である。当町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「洋野町防災マップ（ハザードマップ）」を作成し、次のような災害の発生を想定している。

①種市地区（洋野町役場周辺）

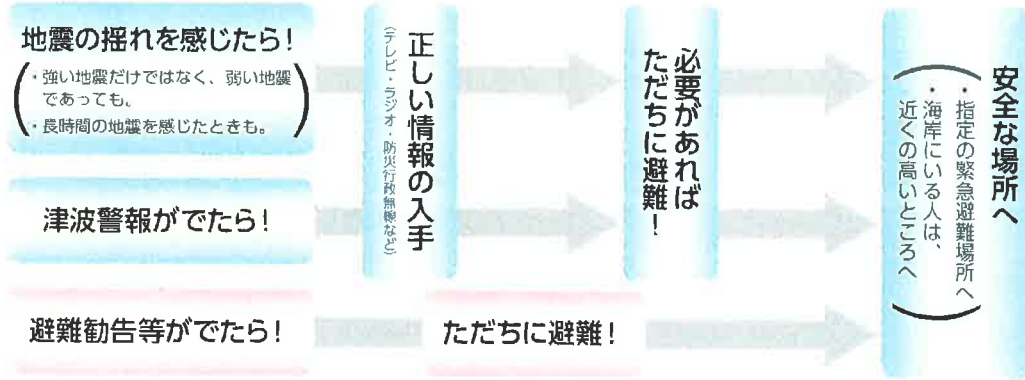


②大野地区（大野支所周辺）



【津波対策について】

●津波からの避難



●避難する際の注意

津波注意報でも、海辺や川べりには近づかないようにしましょう。



避難の際にはご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。!



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



避難は脱げにくい運動靴で避難する。長靴は水が入ると動きにくくなるので、はかない。



津波は繰り返し襲ってきます。必ずしも第一波が最大とは限りません。少なくとも津波警報が解除されるまで警戒が必要です。



水深が浅くなるほど、津波の高さは高くなります。またV字型の湾では急激に高くなります。



陸上に遡上した津波も早いので、津波を見てからでは避けられません。



避難の際は非常用持ち出し袋を背負い避難するよう、日頃から備えましょう。



●15分退避ルール

東日本大震災では、避難誘導や水門閉鎖に当たっていた地区の役員、民生委員、消防職員や多くの消防団員が任務中に逃げ遅れ、津波の犠牲になった。震災後、久慈広域管内では、消防団員と消防職員の行動について統一化を図り、津波到達予想時刻の15分前には、浸水区域からの退避を決めた。これ以上一人の犠牲者も出さないために「消防も逃げる」。避難誘導にあたる方は、消防と同様に15分前の退避を厳守し、住民のみなさんには、消防などの15分前退避にご理解をいただき、津波警報などが発表された場合には、ただちに避難を開始する。

●津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。その後「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。

マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合

「巨大」という言葉を使った大津波警報で、非常事態であることを伝えます

- 巨大地震の場合は、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報を発表します。これにより、津波の高さを小さく予想することを防ぎます。
- このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを、「巨大」、「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。



「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると思って、ただちにより高い場所に避難しましょう!

正確な地震の規模が分かった場合

予想される津波の高さを、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表します



「津波の高さ」は津波がない場合の海面からの高さです。津波が陸上で崖などを駆け上った高さは、津波の高さの何倍にも達することがあります。

●津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!	橋高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。登陸いかなだか流失し小型船舶が転覆する。

※津波警報等の発表時には、各区分の**高い方の値**を、予想される津波の高さとして発表します。

【風水害対策について】

強風注意報・暴風警報

暴風注意報:
平均風速が地上10m/s、海上が15m/sと予想される場合
暴風警報:
平均風速が地上16m/s、海上が20m/sと予想される場合

大雨注意報

大雨により被害が発生するおそれがある
と予測される場合。
・1時間に雨量が30mm以上

大雨警報

大雨により重大な災害が発生する
おそれがあると予測される場合。
・1時間に雨量が50mm以上

大雨特別警報

数十年に一度の大雨となるおそれ
が大きい場合。
・陸水型が警報基準を大きく超えるような大雨

上記以外に「記録的短時間大雨情報」がある。(1時間雨量が100mm以上)

「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではない。

これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切。

●雨の強さと振り方

10以上~20未満	20以上~30未満	30以上~50未満	50以上~80未満	80以上~
雨の音で話し声がよく聞き取れない。	ワイパーを速くしても見づらい。側溝や下水、小さな川があふれる。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。	マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

●風の強さと吹き方

風の強さと吹き方 (平均風速:m/秒)			
10以上~15未満	15以上~20未満	20以上~25未満	25以上~
風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	しっかりと身体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。	立ってられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

●台風

台風

- 日本には毎年多数の台風が接近あるいは上陸し、たびたび大きな被害をもたらします。
- 台風の接近が予想される際は、台風情報に十分注意し、被害のないように備えることが必要です。

大きさ	風速15m/s以上の半径	強さ	最大風速
大型(大きい)	500km以上800km未満	強い	33m/s以上44m/s未満
超大型(非常に大きい)	800km以上	非常に強い 猛烈な	44m/s以上54m/s未満 54m/s以上

●集中豪雨



- 集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりごろによく発生する。
- 発生予測は非常に困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがあるので、気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要。

【土砂災害について】

●土砂災害警戒区域等



土砂災害警戒区域

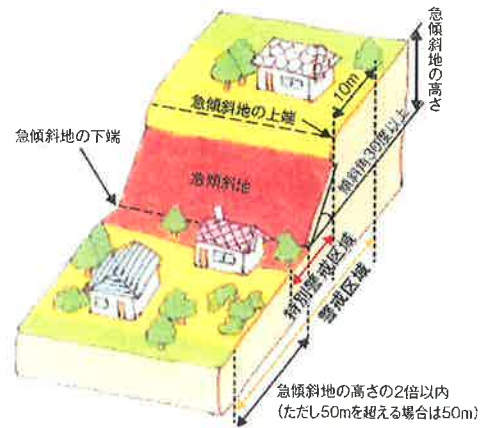
○土砂災害警戒区域は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれのある区域」です。地図ページでは次のとおり表しています。

-  土砂災害警戒区域（土石流）
-  土砂災害警戒区域（急傾斜地）

土砂災害特別警戒区域

○土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。地図ページでは次のとおり表しています。

-  土砂災害特別警戒区域（土石流）
-  土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のイメージ（急傾斜地の崩壊）

●土砂災害の種類

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、大きな被害となります。



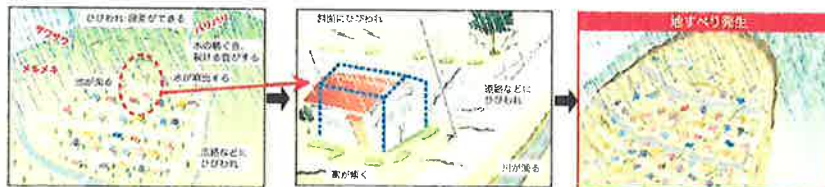
土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に大量の土の塊が移動するため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



・土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。また、前兆現象は、すべての場合において必ず起きるという訳ではありません。

土砂災害の危険度参考情報については、岩手県土砂災害警戒情報システム (<http://sabo.pref.iwate.jp/>) で、リアルタイムに確認することができます。

【地震対策について】

●地震発生時の時間経過別行動マニュアル



最初の大きな揺れは約1分間

- まず、身を守る安全行動をする (1.まず低く 2.頭を守る 3.動かない)
- すぐに火を消せるときは火を消す
- 大きな揺れの場合は、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所に一時避難する



揺れがおさまったら

- 火元を確認 火が出たら、落ち着いて初期消火
- 家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないかを確認
- 靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- 避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等に注意



みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

- 隣近所に声をかけよう ●要配慮者の安全確保 ●隣近所で助け合う
- 行方不明者はいないか ●ケガ人はいないか
- 出火防止 初期消火 ●漏電・ガス漏れに注意 電気のブレーカーを下ろす・ガスの元栓を閉める
- 消火器を使う ●バケツリレー 風呂の水はため置きしておく

ラジオなどで正しい情報を

- 大声で知らせる ●災害・被害情報の収集
- デマにまどわされないように ●避難時に車は極力使用しない
- 電話は緊急連絡を優先する



協力して消火活動、救出・救護活動を

- 水、食料は蓄えているものでまかなう 最低3日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- 救出・救護活動 ●無理な行動はやめよう
- 助け合いの心が大切 ●壊れた家に入らない

【地震：J-SHIS】

当町に影響を及ぼすおそれのある地震として、海溝型地震において平成23年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定している。また、地震ハザードステーションの防災地図（J-SHIS Map）によると、当会が立地する中心部では震度5弱以上の地震が今後30年間で89.3%の確率で発生するとされている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。しかし、新型コロナワクチンによる予防接種や飲食店や小売店等に対する新型コロナウイルス感染症対策補助金による支援等の対策を行うことで重症化の阻止と蔓延防止を図っている。

(2) 商工業者の状況 (資料：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス」)

- 商工業者数 533 者
- 小規模事業者数 460 者

■内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
建設業	109	101	町内に広く分散している
製造業	55	45	町内に広く分散している
卸売業・小売業	161	126	町内中心地に多い
飲食業・宿泊業	45	36	町内に広く分散している
サービス	107	97	町内中心地に多い
その他	56	55	町内に広く分散している
計	533	460	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

①地域防災計画の策定

洋野町地域防災計画は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、洋野町防災会議が作成する計画で、町及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

②防災備品の備蓄

洋野町地域防災計画に基づき、町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進している。

●町民の役割

各家庭において、家族の 3 日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。家庭における備蓄品の例は、飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

●事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

③洋野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の態勢を整備するため、洋野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行っている。感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

2) 当会の取組み

①事業者BCPに関する国の施策の周知と計画策定支援

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。また、事業者が計画を策定する際にも支援も行い、策定・申請の支援を行っている。

②損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

③災害時における会員被災状況の収集

これまで、地震や台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに洋野町へ報告している。

II 課題

小規模事業者の防災対策への支援における課題は、以下のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況ははまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

III 目標

洋野町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた小規模事業者に対

する事前防災や事後の素早い復旧等の対策について、町と商工会が一つになって取組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために、次の取組を行う。

①町内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルート確立

発災時における連絡を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後、速やかな応急対策や復興支援策が行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

洋野町商工会と洋野町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

「洋野町地域防災計画」及び「洋野町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

町内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に洋野町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型コロナウイルス感染症に関する周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立
- 従業員の退職金積立

■自動車のリスク

- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

- 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和5年12月に作成 ※別添のとおり

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

町内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、当会と当町で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（令和元年台風第19号及び平成23年東日本大震災クラス）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告

当町のBCP又は当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際には、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
洋野町水産商工課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
洋野町商工会	【職員】発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
洋野町水産商工課	課長	副課長もしくは係長
洋野町商工会	事務局長	上席の経営指導員

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、洋野町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 当町と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する

■被害規模の目安

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

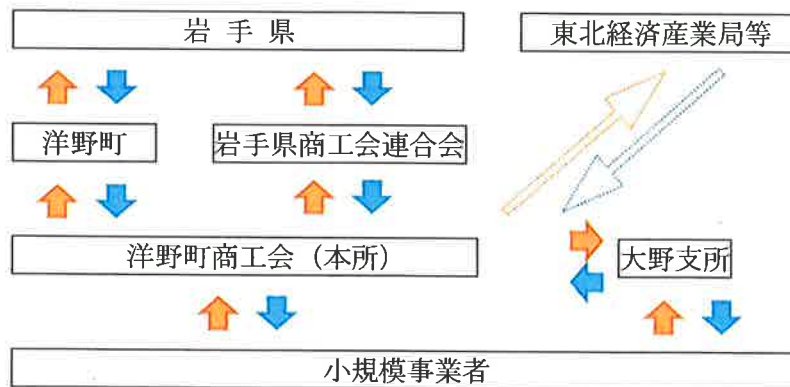
発災時に町内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当町と当会が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当町又は当会より岩手県へ報告する。

■連絡体制図



2) 共有した情報の報告方法

当町と当会が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

当町と当会は協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の把握と被災事業者施策の周知

末内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 岩手県及び洋野町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

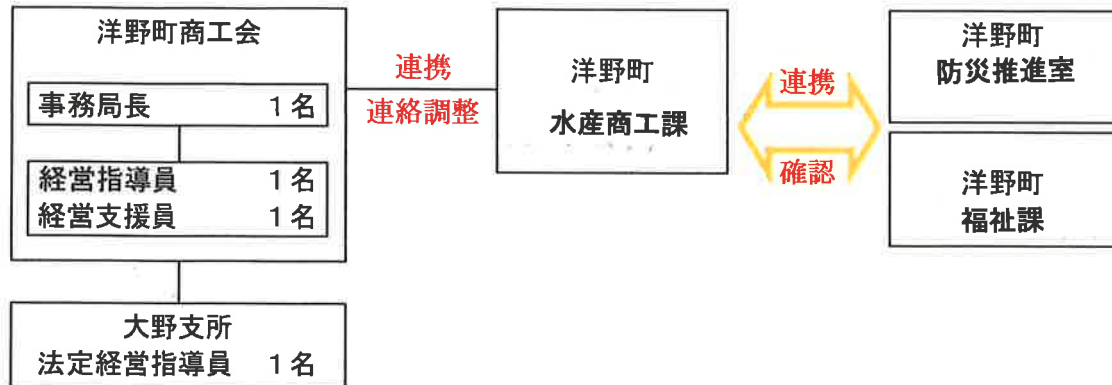
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：沼田 加奈子

■連絡先：洋野町商工会 TEL：0194-65-4111

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

・洋野町商工会 本所

〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27-1

TEL：0194-65-4111 FAX：0194-65-4112

E-mail hirono@shokokai.com

・洋野町商工会 大野支所

〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野 58-12-33

TEL：0194-77-2505 FAX：0194-77-2510

②関係市町村

・洋野町 水産商工課

〒028-7995 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27

TEL：0194-65-2111 FAX 0194-65-4334

E-mail suisho@town.hirono.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフレット、 チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、洋野町補助金、岩手県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし